

(令和6年4月1日現在)

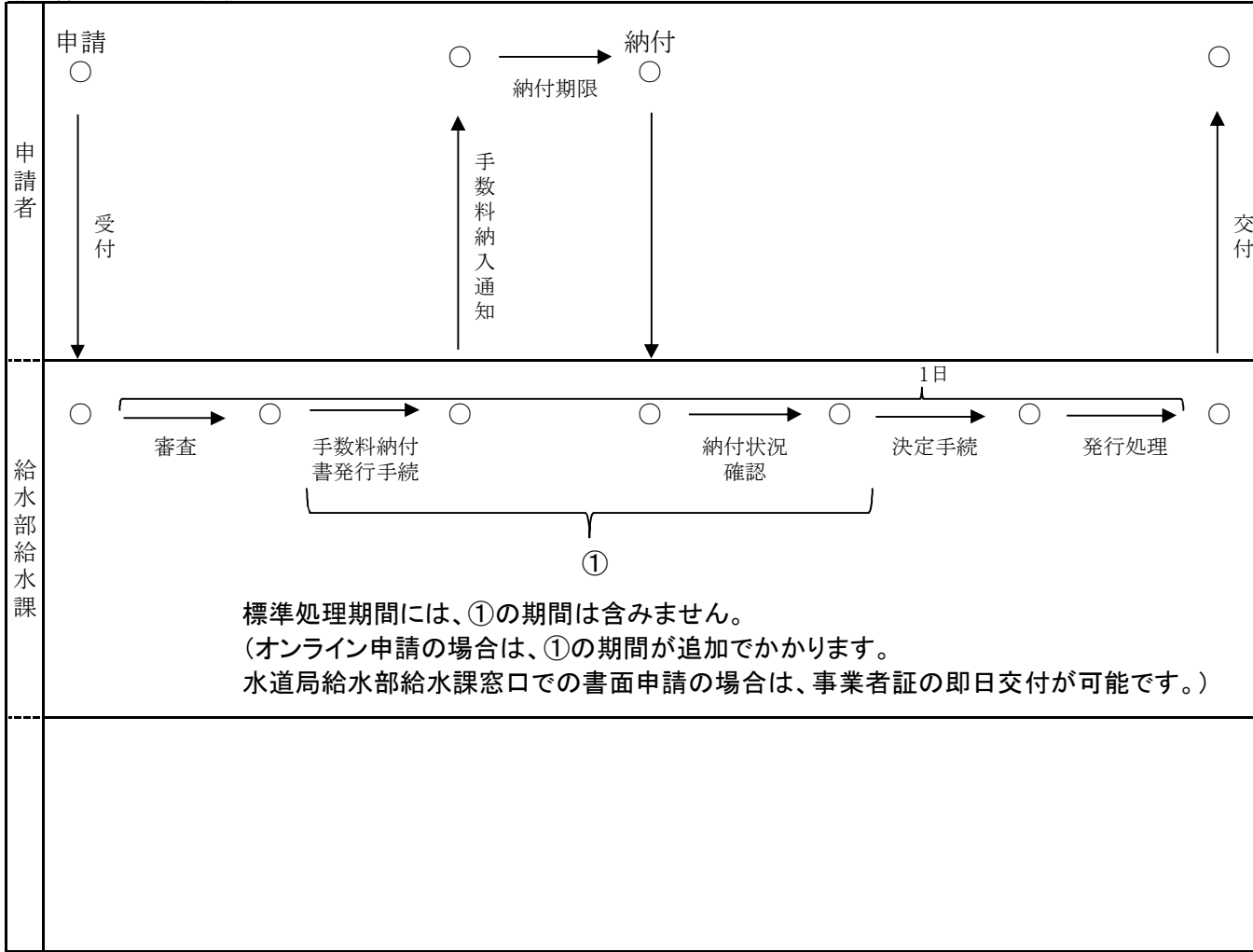
事務処理フロー図

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 事務名  | 東京都指定給水装置工事事業者の指定事業者証の再交付 |
| 根拠法令 | 東京都給水条例第6条の2第2項           |

作成部署 水道局給水部給水課指定事業者担当 電話03-5320-6434

|         |    |
|---------|----|
| 標準処理期間計 | 1日 |
|---------|----|

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

| 項番 | 項目         | 説明  |
|----|------------|---|
| 1  | 審査         | 書類に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかを審査します。                       |
| 2  | 手数料納付書発行手続 | 手数料の請求について決定し、手数料収入の調定登録等、納入通知書兼納付書を発行するための事務手続を行います。 |
| 3  | 手数料納入通知    | 手数料の納入について、申請者に通知します。                                 |
| 4  | 納付         | 申請者が、手数料を納付します。                                       |
| 5  | 納付状況確認     | 納付日から概ね8営業日後以降に、水道局において納付確認が可能となります。                  |
| 6  | 決定手続       | 交付について、決定します。   |
| 7  | 発行処理       | 事業者証を印刷します。   |
| 8  | 交付         | 事業者証を申請者に交付します。                                       |